

令和7年5月 認可保育所指導検査基準の主な改正内容（運営管理）

改正基準 の該当 ページ	該当箇所	改正内容		改正理由
		新	旧	
凡例	項目番号22	<p>【関係法令及び通知等】 令和7年1月20日職発0120第2号・雇均発0120第1号「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の施行について」</p> <p>【略称】 雇均発0120第1号</p>	<p>【関係法令及び通知等】 平成28年8月2日雇児発0802第3号「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の施行について」</p> <p>【略称】 雇児発0802第3号</p>	通知廃止・発出による修正
2	2 基本方針及び組織 (5) 苦情解決	<p>【関係法令等】 (1)～(4) (略) (5) 保育所保育指針第1章1(5)ウ</p>	<p>【関係法令等】 (1)～(4) (略)</p>	関係法令等精査
6	3 就業規則等の整備 (3) 育児休業規程等	<p>【基本的考え方】 1 育児休業 (1) 育児休業とは、1歳（一定の条件下で2歳）に満たない子を養育する労働者が休業を申し出ることにより、労働契約関係が存続したまま労働者の労務提供義務が消滅することをいう。 ただし、次の労働者について育児休業をすることができないとの労使協定がある場合は事業主は申出を拒むことができる。 ・ 雇用された期間が1年に満たない場合 ・ 申出の日から1年以内（1歳6か月及び2歳まで育児休業する場合には6か月以内）に雇用関係が終了することが明らかな場合 ・ 1週間の所定労働日数が2日以下の場合 ※ 両親ともに育児休業を取得する場合は、子が1歳2か月に達するまで1年間以内の休業が可能。 育児休業は就業規則の記載事項である「休暇」に含まれることから、就業規則において次の事項を定め、労働基準監督署に届け出る必要がある。 ・ 育児休業の対象となる労働者の範囲等の付与要件 ・ 育児休業の取得に必要な手続 ・ 育児休業期間</p>	<p>【基本的考え方】 1 育児休業 (1) 育児休業とは、1歳（一定の条件下で2歳）に満たない子を養育する労働者が休業を申し出ることにより、労働契約関係が存続したまま労働者の労務提供義務が消滅することをいう。 ただし、次の労働者について育児休業をすることができないとの労使協定がある場合は事業主は申出を拒むことができる。 ・ 雇用された期間が1年に満たない場合 ・ 申出の日から1年以内（1歳6か月及び2歳まで育児休業する場合には6か月以内）に雇用関係が終了することが明らかな場合 ・ 1週間の所定労働日数が2日以下の場合 ※ 両親ともに育児休業を取得する場合は、子が1歳2か月に達するまで1年間以内の休業が可能。 育児休業は就業規則の記載事項である「休暇」に含まれることから、就業規則において次の事項を定め、労働基準監督署に届け出る必要がある。 ・ 育児休業の対象となる労働者の範囲等の付与要件 ・ 育児休業の取得に必要な手続 ・ 育児休業期間</p>	育児・介護休業法改正に伴う評価事項の見直し等

改正基準 の該当 ページ	該当箇所	改正内容		改正理由
		新	旧	
		<p><u>また、育児休業期間中の待遇、休業後の賃金、配置その他の労働条件に関する事項をあらかじめ定めるとともに、これを労働者に周知させるための措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>※ 出生時育児休業（産後パパ育休） 養育する子について、休業を申し出ることにより、子の出生後、8週間以内に4週間以内の期間を定めてする休業。 ただし、次の労働者について育児休業をすることができないとの労使協定がある場合は事業主は申出を拒むことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用された期間が1年に満たない場合 ・ 申出があった日から8週間以内に雇用関係が終了することが明らかな場合 ・ 1週間の所定労働日数が2日以下の場合 <p>(2) 事業主は、育児休業申出等が円滑に行われるようにするため、<u>以下のいずれかの措置を講じなければならない。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その雇用する労働者に対する育児休業に係る研修の実施 ・ 育児休業に関する相談体制の整備 ・ その他厚生労働省令で定める育児休業に係る雇用環境の整備に関する措置 <p>(削除)</p>	<p>※ 出生時育児休業（産後パパ育休） 養育する子について、休業を申し出ることにより、子の出生後、8週間以内に4週間以内の期間を定めてする休業。 ただし、次の労働者について育児休業をすることができないとの労使協定がある場合は事業主は申出を拒むことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申出があった日から8週間以内に雇用関係が終了することが明らかな場合 ・ 1週間の所定労働日数が2日以下の場合 <p>(2) <u>雇用環境の整備及び雇用管理等に関する措置</u> 事業主は、育児休業申出等が円滑に行われるようにするため、<u>次の各号のいずれかの措置を講じなければならない。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> ① その雇用する労働者に対する育児休業に係る研修の実施 ② 育児休業に関する相談体制の整備 ③ その他厚生労働省令で定める育児休業に係る雇用環境の整備に関する措置 <p>(3) <u>妊娠又は出産等についての申出があった場合は、育児休業に関する制度その他の厚生労働省令で定める事項を知らせるとともに意向確認のための面談等の措置を講じなければならない。</u></p> <p>《周知事項》</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 育児休業・産後パパ育休に関する制度 ② 育児休業・産後パパ育休の申し出先 ③ 育児休業給付に関すること ④ 労働者が育児休業・産後パパ育休期間について負担すべき社会保険料の取り扱い <p>《周知・意向確認の方法》</p> <p>①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか</p>	

改正基準 の該当 ページ	該当箇所	改正内容		改正理由
		新	旧	
		<p>(削除)</p> <p>【観点】 1 (略) 2 <u>育児休業制度について、適切に実施しているか。</u></p> <p>【関係法令等】 (1) (略) (2) (略) (3) <u>育児・介護休業法第5条～第10条、第16条の2～4、第16条の8、第17条、第19条、第22条、第23条</u> (4) <u>育児・介護休業法施行規則第8条、第21条の3</u> (5) <u>雇均発0120第1号</u></p>	<p>また、<u>育児休業期間中の待遇、休業後の賃金、配置その他の労働条件に関する事項をあらかじめ定めるとともに、これを労働者に周知させるための措置を講ずるよう努めなければならない。</u> 加えて、<u>その雇用する労働者のうち、その小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に関して、労働者の申出に基づく育児に関する目的のために利用することができる休暇を与えるための措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>(4) <u>育児休業の取得の状況の公表</u> <u>常時雇用する労働者の数が千人を超える事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、その雇用する労働者の育児休業の取得の状況として厚生労働省令で定めるものを公表しなければならない。</u></p> <p>【観点】 1 (略) 2 <u>雇用環境の整備及び雇用管理等に関する措置をしているか。</u> 3 <u>育児休業及び勤務時間の短縮等の措置を職員に周知しているか。</u> 4 <u>毎年少なくとも一回、その雇用する労働者の育児休業の取得の状況として厚生労働省令で定めるものを公表しているか。</u></p> <p>【関係法令等】 (1) (略) (2) (略) (3) <u>育児・介護休業法第5条～第10条、第16条の8、17条、第19条、第21条、第21条の2、第23条、第24条</u> (4) <u>育児・介護休業法施行規則第8条、第21条の2～第22条の2</u> (5) <u>雇均発0802第3号</u></p>	

改正基準 の該当 ページ	該当箇所	改正内容		改正理由
		新	旧	
		<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>【評価事項】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>(1) 育児休業制度について、適切に実施していない。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>【評価】</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p><u>B</u></p>	<p>(1) <u>育児・介護休業法第22条</u></p> <p>(2) <u>育児・介護休業法施行規則第71条の2</u></p> <p>(1) <u>育児・介護休業法第21条第1項、第2項</u></p> <p>(2) <u>育児・介護休業法施行規則第69条の3、第69条の4</u></p> <p>(1) <u>育児・介護休業法第22条の2</u></p> <p>(2) <u>育児・介護休業法施行規則第71条の3、第71条の4</u></p> <p>【評価事項】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>(1) 育児休業に関する研修等の措置がされていない。</u></p> <p><u>(1) 職員に周知していない。又は不十分である。</u></p> <p><u>(1) 労働者の育児休業の取得の状況を公表していない。</u></p> <p>【評価】</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p><u>B</u></p> <p><u>B</u></p> <p><u>B</u></p>	

改正基準 の該当 ページ	該当箇所	改正内容		改正理由
		新	旧	
7	3 就業規則等の整備 (3) 育児休業規程等	<p>【基本的考え方】</p> <p>2 介護休業</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>事業主は、介護休業や介護両立支援制度等の申出が円滑に行われるようにするため、以下のいずれかの措置を講じなければならない。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>その雇用する労働者に対する介護休業・介護両立支援制度等に係る研修の実施</u> ・ <u>介護休業・介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</u> ・ <u>その他厚生労働省令で定める介護休業・介護両立支援制度等に係る雇用環境の整備に関する措置</u> <p>【観点】</p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>介護休業制度について、適切に実施しているか。</u></p> <p>【関係法令等】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>育児・介護休業法第11条～第16条、第16条の5～7、第16条の9、第18条、第20条、第22条、第23条</u></p> <p>(3) <u>育児・介護休業法施行規則第24条</u></p> <p>(4) <u>雇均発0120第1号</u></p> <p>【評価事項】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(1) <u>介護休業制度について、適切に実施していない。</u></p> <p>【評価】</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>	<p>【基本的考え方】</p> <p>2 介護休業</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>【観点】</p> <p>5 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>【関係法令等】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>育児・介護休業法第11条～第16条、第18条、第20条、第23条</u></p> <p>(3) <u>雇均発0802第3号</u></p> <p>【評価事項】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>【評価】</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>	育児・介護休業法改正による追加

改正基準 の該当 ページ	該当箇所	改正内容		改正理由
		新	旧	
7	3 就業規則等の整備 (3) 育児休業規程等	<p>【基本的考え方】</p> <p>3 労働時間の制限等 (1) 勤務時間の短縮等の措置 ① 3歳に満たない子を養育する労働者であって育児休業をしていないものについては、事業主は、労働者が就業しつつ子を養育することを容易にするため、労働者の申出に基づき、1日の所定労働時間を6時間とする短時間勤務制度が義務付けられる。 なお、労使協定により適用除外とした場合、以下の代替措置を講じなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 育児休業の制度に準ずる措置 ・ <u>在宅勤務等の措置</u> ・ フレックスタイム制 ・ 始業・終業時刻の繰上げ、繰下げ ・ <u>保育施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与</u> <p>② (略)</p> <p>(2) <u>所定外労働の制限</u> <u>小学校就学前の子を養育する者から、当該子を養育するために請求があったとき又は要介護状態にある対象家族を介護する労働者から、当該対象家族を介護するために請求があったときは、所定労働時間を超えて労働させてはならない。</u> <u>ただし、事業の正常な運営を妨げる場合は、この限りでない。</u></p> <p>(3) <u>時間外労働の制限</u> (略)</p> <p>(4) <u>深夜労働の制限</u> (略)</p> <p>【観点】</p> <p>5 勤務時間の短縮等の措置を適切に講じているか。</p> <p>【関係法令等】 (1) 育児・介護休業法第16条の8～第20条の2、第23条</p>	<p>【基本的考え方】</p> <p>3 労働時間の制限等 (1) 勤務時間の短縮等の措置 ① 3歳に満たない子を養育する労働者であって育児休業をしていないものについては、事業主は、労働者が就業しつつ子を養育することを容易にするため、労働者の申出に基づき、1日の所定労働時間を6時間とする短時間勤務制度が義務付けられる。 なお、労使協定により適用除外とした場合、以下の代替措置を講じなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 育児休業の制度に準ずる措置 ・ フレックスタイム制 ・ 始業・終業時間の繰り上げ、繰り下げ ・ <u>託児施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与</u> <p>② (略)</p> <p>(追記)</p> <p>(2) <u>時間外労働の制限</u> (略)</p> <p>(3) <u>深夜労働の制限</u> (略)</p> <p>【観点】</p> <p>1 <u>育児・介護休業及び勤務時間の短縮等の措置を適切に講じているか。</u></p> <p>【関係法令等】 (1) 育児・介護休業法第16条の8～第20条の2、第23条～24条</p>	育児・介護休業法改正による修正等

改正基準 の該当 ページ	該当箇所	改正内容		改正理由
		新	旧	
		<p>【評価事項】</p> <p>(1) 勤務時間の短縮等の措置を適切に講じていない。</p> <p>(2) <u>所定外労働の制限について、適切に実施していない。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>【評価】</p> <p>B</p> <p><u>B</u></p> <p>B</p> <p>B</p>	<p>【評価事項】</p> <p>(1) <u>育児・介護休業及び勤務時間の短縮等の措置を講じていない。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>【評価】</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>	
8	3 就業規則等の整備 (3) 育児休業規程等	<p>【基本的考え方】</p> <p>4 子の看護等休暇 小学校3年生修了までの子を養育する労働者は、申し出ることにより、病気・けがをした子の看護のほか予防接種、健康診断を受けさせるため、<u>若しくは感染症に伴う学級閉鎖等になった子の世話のため、又は子の入園（入学）式、卒園式への参加のために、労働者1人につき1年度において5日（子が2人以上の場合、10日）休暇を取得できる。</u> 子の看護等休暇は1日単位又は時間単位で取得することができる。</p> <p>【観点】</p> <p><u>6</u> 子の看護等休暇制度について、適切に実施しているか。</p> <p>【評価事項】</p> <p>(1) 子の看護等休暇制度について、適切に実施していない。</p>	<p>【基本的考え方】</p> <p>4 子の看護等休暇 小学校就学前の子を養育する労働者は、申し出ることにより、病気・けがをした子の看護のほか予防接種、健康診断を受けさせるために、労働者1人につき1年度において5日（子が2人以上の場合、10日）休暇を取得できる。</p> <p>看護休暇は1日単位又は時間単位で取得することができる。</p> <p>【観点】</p> <p><u>2</u> 子の看護休暇制度について、適切に実施しているか。</p> <p>【評価事項】</p> <p>(1) 子の看護休暇制度について、適切に実施していない。</p>	育児・介護休業法改正による修正

改正基準 の該当 ページ	該当箇所	改正内容		改正理由
		新	旧	
9	3 就業規則等の整備 (6) 周知等の措置	<p>【基本的考え方】</p> <p>2 賃金は、通貨による支払が原則であるが、個々の労働者の同意を得た場合には、口座振込等により支払うことができる。</p> <p>なお、労働者が賃金の振込先として本人名義の預金口座を指定していれば同意を得ていると解される。</p> <p>【観点】</p> <p>2 口座振込等に関して、書面等による個人の同意を得ているか。</p>	<p>【基本的考え方】</p> <p>2 賃金は、通貨による支払が原則であるが、個々の労働者の同意を得た場合には、口座振込により支払うことができる。</p> <p>なお、労働者が賃金の振込先として本人名義の預金口座を指定していれば同意を得ていると解される。</p> <p>【観点】</p> <p>2 口座振込に関する個人の書面による同意を得ているか。</p>	関係法令等精査
13	5 勤務状況 (4) 勤務状況の帳簿の整備	<p>【関係法令等】</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><u>(3) 労働基準法施行規則第24条の7</u></p> <p>(4)～(5) (略)</p>	<p>【関係法令等】</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><u>(3)～(4)</u> (略)</p>	関係法令等精査
22	11 災害対策の状況 (8) 安全対策	<p>【基本的考え方】</p> <p>2 自動車を運行する場合の所在の確認</p> <p>保育所は児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の所在の見落としを防止する装置を備え、これを用いて降車の際の所在の確認を行わなければならない。</p> <p>参考「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」（令和4年12月20日 送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置の仕様に関するガイドラインを検討するワーキンググループ編）</p>	<p>【基本的考え方】</p> <p>2 自動車を運行する場合の所在の確認</p> <p>保育所は児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の所在の見落としを防止する装置を備え、これを用いて降車の際の所在の確認を行わなければならない。</p> <p>参考「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」（令和4年12月20日 送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置の仕様に関するガイドラインを検討するワーキンググループ編）</p> <p><u>※安全装置設置の経過措置期間は令和6年3月31日まで</u> <u>(可能な限り令和5年6月末までに設置することが望ましい。)</u></p> <p><u>なお、経過措置期間内において安全装置が設置されるまでの間は、代替措置を講ずること。</u></p>	経過措置終了による削除

令和7年5月 認可保育所指導検査基準の主な改正内容（保育内容）

改正基準の 該当ページ	該当箇所	改正内容		改正理由
		新	旧	
凡例	項目番号7	<p>【関係法令及び通知等】 令和7年3月21日こ成事第175号、こ支総第50号「児童福祉行政指導監査の実施について」</p> <p>【略称】 こ成事第175号通知</p>	<p>【関係法令及び通知等】 平成12年4月25日児発第471号「児童福祉行政指導監査の実施について」</p> <p>【略称】 児発第471号通知</p>	通知廃止・発出による修正
凡例	項目番号50	<p>【関係法令及び通知等】 令和7年3月21日こ成安第44号、6教参学第51号「教育・保育施設等における事故の報告等について」</p> <p>【略称】 こ成安第44号通知</p>	<p>【関係法令及び通知等】 令和5年12月14日こ成安第142号、5教参学第30号「教育・保育施設等における事故の報告等について」</p> <p>【略称】 こ成安第142号通知</p>	通知廃止・発出による修正
凡例	項目番号51	<p>【関係法令及び通知等】 令和7年3月31日6福祉子保第5649号「教育・保育施設等における事故発生時等の対応について」</p> <p>【略称】 6福祉子保第5649号通知</p>	<p>【関係法令及び通知等】 令和5年12月25日5福祉子保第2346号「教育・保育施設等における事故発生時等の対応について」</p> <p>【略称】 5福祉子保第2346号通知</p>	通知廃止・発出による修正
本文	関係法令	<p>こ成事第175号通知 (※該当箇所全て)</p>	<p>児発第471号通知 (※該当箇所全て)</p>	通知廃止・発出による修正

令和7年5月 認可保育所指導検査基準の主な改正内容（保育内容）

改正基準の 該当ページ	該当箇所	改正内容		改正理由
		新	旧	
4	1 保育の状況 (6) 指導計画の展開	<p>【基本的考え方】</p> <p>3 保育日誌は、保育の過程（全体的な計画・指導計画に基づく保育集団の状況）の記録である。保育の実践を正確に把握し、指導計画に基づく保育の内容の見直し等を行うための重要な記録簿である。</p> <p><u>また、特に心身の発育・発達が顕著な乳児等の個人別記録は、一人一人の子どもの生育歴、心身の発達、活動の実態等に即した個別的な指導計画を作成するための重要な資料である。</u></p> <p><u>なお、合同保育を行っている場合には合同保育日誌の作成が必要である。</u></p> <p>【観点】</p> <p>4 保育日誌の記録は十分か。</p>	<p>【基本的考え方】</p> <p>3 保育日誌は、保育の過程（全体的な計画・指導計画に基づく保育集団の状況）の記録である。保育の実践を正確に把握し、<u>保育士の反省の資料として、次の指導計画に基づく保育の手がかりとなる重要な記録簿である。</u></p> <p><u>また、合同保育を行っている場合には合同保育日誌の作成が必要である。</u></p> <p>【観点】</p> <p>4 保育日誌の記録は十分か。</p> <p><u>・0・1歳児は個人別記録も作成しているか。</u></p>	所用の修正
6	1 保育の状況 (10) 保護者との連携	<p>【基本的考え方】</p> <p>保育所の長は、常に入所している乳幼児の保護者と密接な連絡をとるとともに、保育の内容等につき、当該保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。</p> <p>日常の保育に関連した様々な機会を活用し子供の日々の様子の伝達や収集、保育所保育の意図の説明などを通じて、保護者との相互理解を図るよう努めること。</p> <p><u>そのための手段や機会として、3歳未満児については連絡帳を活用する等、年齢や発達状況に応じて内容や実施方法を工夫することが望まれる。</u></p>	<p>【基本的考え方】</p> <p>保育所の長は、常に入所している乳幼児の保護者と密接な連絡をとるとともに、保育の内容等につき、当該保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。</p> <p>日常の保育に関連した様々な機会を活用し子供の日々の様子の伝達や収集、保育所保育の意図の説明などを通じて、保護者との相互理解を図るよう努めること。</p> <p><u>なお、3歳未満児については連絡帳を備えること。</u></p>	所用の修正

令和7年5月 認可保育所指導検査基準の主な改正内容（保育内容）

改正基準の 該当ページ	該当箇所	改正内容		改正理由
		新	旧	
15	2 食事の提供の状況 (7) 食事外部搬入	<p>【基本的考え方】 児童福祉施設（助産施設を除く）は、入所者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法により行うことが原則である。 しかしながら、規則で定める基準を満たす保育所においては、当該保育所に入所している満3歳以上の幼児に対する食事を当該保育所外で調理し、搬入する方法により提供することができる。ただし、当該保育所で行うべき調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 規則で定める基準は、次に掲げるとおりである。</p> <p>(1) 幼児に対し食事を提供する責任が当該保育所にあり、当該保育所の管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を払うことができる体制を確立し、調理業務の受託者との契約内容を確保すること。</p> <p>(2) 当該保育所又は他の施設、保健所、区市町村等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導を受ける等、必要な配慮が行われること。</p> <p>(3) 調理業務の受託者については、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等に適切に対応できる者とする。</p> <p>(4) 食を通じた幼児の健全育成を図る観点から、幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。</p> <p>【関係法令等】 (1) 都条例第13条 (2) 都条例第42条 (3) <u>都規則第15条</u> (4) 雇児発0601第4号通知</p>	<p>【基本的考え方】 児童福祉施設（助産施設を除く）は、入所者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法により行うことが原則である。 しかしながら、規則で定める基準を満たす保育所においては、当該保育所に入所している満3歳以上の幼児に対する食事を当該保育所外で調理し、搬入する方法により提供することができる。ただし、当該保育所で行うべき調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 規則で定める基準は、次に掲げるとおりである。</p> <p>(1) 幼児に対し食事を提供する責任が当該保育所にあり、当該保育所の管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を払うことができる体制を確立し、調理業務の受託者との契約内容を確保すること。</p> <p>(2) 当該保育所又は他の施設、保健所、区市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導を受ける等、必要な配慮が行われること。</p> <p>(3) 調理業務の受託者については、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等に適切に対応できる者とする。</p> <p>(4) 食を通じた幼児の健全育成を図る観点から、幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。</p> <p>【関係法令等】 (1) 都条例第13条 (2) 都条例第42条 (3) <u>雇児発0601第4号通知</u> (1) <u>都規則第15条</u></p>	<p>・ 都規則の改正による文言修正 ・ 所用の修正</p>

令和7年5月 認可保育所指導検査基準の主な改正内容（保育内容）

改正基準の 該当ページ	該当箇所	改正内容		改正理由
		新	旧	
22	3 健康・安全の状況 (7) 児童の安全確保 イ 損害賠償保険	<p>【基本的考え方】 損害賠償等に参加することによって、事故に対する補償について万全を期すること。</p> <p>【観点】 1 損害賠償保険等に参加しているか。 2 損害賠償保険等の内容が適切か。</p> <p>【評価区分】 (1) 損害賠償保険等に参加していない。 (2) 損害賠償保険等の内容が不適切である。</p>	<p>【基本的考え方】 学校安全会、損害賠償等に参加することによって、事故に対する補償について万全を期すること。</p> <p>【観点】 1 損害賠償保険に参加しているか。 2 損害賠償保険の内容が適切か。</p> <p>【評価区分】 (1) 損害賠償保険に参加していない。 (2) 損害賠償保険の内容が不適切である。</p>	所用の修正
22	3 健康・安全の状況 (7) 児童の安全確保 ウ 事故発生時の対応	<p>【関係法令等】 (1) 保育所保育指針第3章1(3)ア (2) 都条例第17条 (3) <u>6福祉子保第5649号通知</u> (4) 重大事故の再発防止のための事後的な検証通知 (5) <u>こ成事第175号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](7)</u></p> <p>(1) <u>こ成安第44号通知</u> (2) <u>6福祉子保第5649号通知</u> (3) <u>こ成事第175号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](5)</u></p>	<p>【関係法令等】 (1) 保育所保育指針第3章1(3)ア (2) 都条例第17条 (3) <u>5福祉子保第2346号通知</u> (4) 重大事故の再発防止のための事後的な検証通知 (5) <u>児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](7)</u></p> <p>(1) <u>こ成安第142号通知</u> (2) <u>5福祉子保第2346号通知</u> (3) <u>児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](5)</u></p>	通知廃止・発出による修正